

米国の譲歩が目立つ覚書：イランとイスラエルの出方に注目

上席主任研究員 阿部 賢介

米国とイランが戦争終結に向けた覚書に署名した。ブレント原油価格は合意発表前から約10%下落し、一時約3か月半ぶりに70ドル台をつけた。しかし、署名直後もレバノンで戦闘が続き、イランがホルムズ海峡の再封鎖を宣言するなど、最終合意に向けた交渉が継続するか危ぶまれる。

イラン側の要求が全般的に盛り込まれた覚書

覚書は法的拘束力を持たず、14項目のほとんどが最終合意を条件とする内容だ。ただ、その多くはイランによる従来の主張を認めているように読める。例えば、ホルムズ海峡の管理（下表5）については、イランが沿岸国の主権的権利に沿って周辺国と協議すると明記され、同海峡へのイランの関与が残ることを米国が容認した印象を与える。また、米国は覚書署名直後からイラン産原油に対する制裁を免除する（同10）ほか、条件は不明ながらもイランに対する海外資産凍結（同11）や経済制裁の全面的な解除（同7）にも言及した。レバノンを戦闘終結の対象地域として明記したこと（同1）や、3,000億ドルのイラン復興基金に言及（同6）したことも、米国側の譲歩と捉えられる。ホルムズ海峡封鎖の影響が顕在化する中、海峡開放を優先して合意に漕ぎつけた格好だ。

米国の狙いは「報酬型」

一方、従来最大の懸念事項であったイランの核開発への言及はわずかで、具体的な取り決めは最終合意に持ち越された。トランプ政権はオバマ政権下で結ばれたイラン核合意（JCPOA）を上回る合意だと主張し、その根拠として、イランの行動に対して資産凍結、経済制裁解除を与える「報酬型」の合意であることを強調している。つまり、イランの要求は大幅に認めるものの、合意事項が履行されていないと米国が判断した場合には、資産凍結や経済制裁の解除を速やかに停止するということであり、再攻撃も辞さないと明言する。JCPOAでも段階的な制裁解除が盛り込まれていたが、トランプ政権は合意の履行状況をより細かく判断していくという趣旨であろう。

当面の注目点：ホルムズ海峡開放、イラン凍結資産の解除、イスラエルの動き

今後はまずホルムズ海峡開放の進捗が注目される。ホルムズ海峡の1日当たり通航船舶数は5月下旬以降1桁に留まっていたが、6月18日以降は平均10隻以上まで増加している（LSEG調べ）。機雷の完全除去がいつどのように確認され、実際の通航隻数がどの程度増加するかが焦点だ。

次に、海峡通航の正常化に応じ、米国側が相応のペースで凍結資産や経済制裁の解除を進めるかが問題となる。イラン側は240億ドルと言われる海外凍結資産のうち、120億ドルについて最終合意の交渉開始前にアクセスが認められるべきだと主張している。

最後はイスラエルの動きだ。自国の意思が反映されていない覚書に不満を持つ同国は、親イラン勢力であるヒズボラの撲滅をあくまでも追求し、ヒズボラが拠点を置くレバノンへの攻撃を継続する恐れがある。

▽米イラン覚書と米国の譲歩

項	概要	米譲歩の有無
1	米国とイランが同盟国を含め、レバノン等すべての戦線での戦闘を即時・恒久停止し、相互不可侵とレバノンの領土・主権尊重を約束、最終合意でこれを確認。	△（レバノンを強調することでイスラエルをけん制）
2	米イラン双方が主権・領土保全の尊重と内政不干渉を約束。	○（イラン国内デモなどへの米干渉回避）
3	最終合意を60日以内（合意により延長可）にまとめることを双方が約束。	—
4	米国は覚書署名後直ちに海上封鎖解除を開始し、30日以内に全面解除。最終合意後30日以内にイラン近傍から米軍を撤収。船舶往来も戦前水準に比例して回復。	○（実質米が最初に海上封鎖解除）
5	イランはホルムズ海峡等で商業船舶の安全通航を、通航料を徴収せず60日間確保するよう最大限努力する。商業船舶の往来は機雷除去などを考慮し、30日以内に確立。ホルムズ海峡に適用される国際法および沿岸国の主権的権利に沿って、オマーンおよびその他のペルシャ湾沿岸諸国と将来の海峡管理について協議。	○（イランによるホルムズ海峡への関与強化を示唆）
6	米国は地域と協力し、イラン復興・経済開発のため最低3,000億ドルの計画を策定し、必要な金融取引に関する許可等も付与。詳細は60日以内に最終合意で確定。	△（米主導で復興。米にとっても商機）
7	米国は国連・IAEA・米国独自制裁を含む全制裁を、最終合意のスケジュールに従い終了することを約束し、双方は制裁解除を重要問題として直ちに扱う。	○（全制裁解除に言及）
8	イランは核兵器を保有・開発しないと再確認し、7項のスケジュールに沿って、保有濃縮物質をIAEA監督下、現地で低濃縮化することを最低限とした仕組みで処分。今後の濃縮や核二重も最終合意の枠組みで協議。双方は核問題を重要問題として直ちに扱う。	△（核問題を最優先と言及するも、具体案は最終合意に持ち込み）
9	最終合意まで、イランは核計画を現状維持し、米国は新たな制裁や軍隊の追加展開を行わない。	○（イラン核計画の現状を容認）
10	覚書署名後から制裁終了まで、米国はイラン原油・石油製品輸出と関連サービスに制裁免除を発給。	○（イラン産原油の制裁免除）
11	米国は凍結・制限中のイラン資産を全面的に使用可能にし、解除手続きは双方で合意。必要なライセンスも米国が発給。	○（全面的な凍結解除に言及）
12	覚書と最終合意の履行を監視するための実施・監視メカニズムを設置することで合意。	—
13	1・4・5・10・11項の実施が開始・継続していることを条件に、残りの条項について最終合意交渉を開始。	—
14	最終合意は拘束力ある国連安保理決議によって承認される。	△（米国の一方的な合意破棄をけん制）

色付き項目は最終合意交渉開始前に、開始・継続の確認が必要。米国譲歩は○=譲歩、△=半譲歩。

（出所）ペゼシュキアン イラン大統領のX投稿から丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

阿部 賢介 (Kensuke Abe)

abe-k@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：米国、中南米、中東・アフリカ全般

2005年から08年三菱商事（株）勤務。2010年に丸紅に入社し、金属部門を経て、2016年に丸紅経済研究所。2016年から17年米国・戦略国際問題研究所（CSIS）出向。2021年から26年まで丸紅米国会社ワシントン事務所勤務。2026年から現職。神戸大学国際文化学部卒、台湾・国立政治大学台湾史研究所修了。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。